

離職した介護人材の 再就職準備金貸付制度

再就職に
必要な準備の面を
サポートします。

～介護現場でもう一度働きたいあなたの思いをかなえるために～

「離職した介護人材の再就職準備金貸付制度」は、介護職としての一定の知識及び経験を有する方に対し、再就職準備金を貸し付けることで、福祉・介護人材の確保及び定着を支援する制度です。

貸付限度額 **40 万円** (講習会参加費、転居費用等)

介護職員等の業務に2年間従事したときは、貸付金の返還が全額免除
されます。※貸付けは無利子です。



◎ 詳細については、お気軽にお問合せください。

問合せ先：社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部
020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 電話019-601-7022
<http://www.iwate-shakyo.or.jp/kenmin/shugaku.html>

離職した介護人材の再就職準備金貸付制度の概要

<p>貸付対象</p>	<p>● 次の基準を全て満たす方が申請できます。</p> <p>1) 次のいずれかの事業所又は施設で、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 居宅サービス等を提供する事業所又は施設 ② 第一号訪問事業を実施する事業所 ③ 第一号通所事業を実施する事業所 <p>2) 次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士 ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した方 ③ 介護職員初任者研修を修了した方又は修了したとみなされる方（改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修の、1級課程又は2級課程を修了した方を含む。） <p>3) 岩手県内に所在する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した方又は就労を予定している方</p> <p>4) <u>直近の介護職員等としての離職日から再就労日までの間、再就職のための準備期間が3か月以上あり、介護職員等として再就労する日までの間に、次の①及び②を満たす方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 岩手県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行っている方 ② 岩手県社会福祉協議会が定める様式による「再就職準備金利用計画書」を提出した方
<p>受付期間</p>	<p>随 時 ※ <u>内定日以降、就労開始後2か月以内に申請してください。</u></p>
<p>貸付額</p>	<p>貸付上限額 400,000円</p> <p>※ 貸付回数は、1人当たり一回限りとします。</p> <p>※ 貸付けには審査がありますので、貸付けをお断りする場合や、希望額どおりの貸付額に満たない場合もあります。</p> <p>貸付金の使用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの預け先を探す際の活動費 ② 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費 ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れるかばん等の被服費 ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費（自動車に関する費用は不可です。） ⑥ その他再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費
<p>返 還</p>	<p>介護職員等の業務に従事する意思がなくなった場合等、返還免除の要件を満たさなかった場合は、原則貸付金を全額返還しなければなりません。</p>
<p>免 除</p>	<p>介護職員等として就労した日から、原則として<u>岩手県内で2年間介護等の業務に従事した場合は、返還が免除されます。</u></p>